

玉名市一般廃棄物収集袋及び粗大ごみシール取扱店認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、玉名市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成17年条例第101号。以下「条例」という。）に規定する一般廃棄物の収集袋及び粗大ごみのシール（以下「指定ごみ袋等」という。）を取り扱う事業所、団体等（以下「事業所等」という。）を指定ごみ袋等取扱店（以下「取扱店」という。）として認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱店の認定)

第2条 取扱店の認定を受けようとする者は、一般廃棄物収集袋及び粗大ごみシール取扱店認定申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、本市の区域内（以下「市内」という。）に複数の店舗を有する申請者にあつては、認定を受けようとする店舗ごとに、当該申請書を提出しなければならない。

(認定の基準)

第3条 取扱店の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める小売業又は複合サービス事業を営む者で市内に販売所その他の店舗を有するもの
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団の関係者でない者
- (4) 指定ごみ袋等の交付等に係る業務が1年以上継続して見込める者

(決定通知等)

第4条 市長は、第2条の規定による申請があつた場合において、その内容を適当と認め、取扱店として認定したときは、当該認定をした事業所等に対して、一般廃棄物収集袋及び粗大ごみシール取扱店認定通知書（様式第3号。以下「通知書」という。）により通知するとともに、その旨を告示し、広報その他適当な方法により周知しなければならない。

2 取扱店は、店舗の公衆の見やすい場所に、一般廃棄物収集袋及び粗大ごみシール取扱店認定書（様式第4号。以下「認定書」という。）を掲示しなければならない。

3 第2条の規定による申請があつた場合において、取扱店の認定をしないときは、申請者に対して、一般廃棄物収集袋及び粗大ごみシール取扱店申請却下通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

(指定ごみ袋等の取扱い)

第5条 取扱店は、指定ごみ袋等の交付を受けようとする者から、一般廃棄物処理手数料を収納し、一般廃棄物収集袋は容量ごとに10枚を、粗大ごみシールは1枚を最小交付単位として、指定ごみ袋等を交付するものとする。

2 取扱店は、指定ごみ袋等を常に良好な状態で保管し、汚損し、又は破損したものを交付してはならない。

3 取扱店は、指定ごみ袋等を交付するに当たり、条例と異なる金額で交付し、又はサービス品として無料配布してはならない。

4 取扱店は、認定を権利と称し他者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(受渡し及び代金の納付方法)

第6条 取扱店は、指定ごみ袋等を購入しようとするときは、本市の一般廃棄物収集袋販売業務委託業者（以下「委託業者」という。）において通知書を提示し、購入代金を委託業者が指定する方法で納入しなければならない。

2 委託業者に納付する購入代金は、条例第10条に規定する一般廃棄物処理手数料の金額から取扱手数料として交付単位当たり次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額をあらかじめ差し引いた金額とする。

- (1) 指定袋（大） 25円
- (2) 指定袋（小） 15円
- (3) 指定袋（特小） 10円
- (4) 粗大ごみシール 50円

(変更又は廃止の届出)

第7条 取扱店は、認定内容に変更が生じたとき、又は業務を廃止するときは、一般廃棄物収集袋及び粗大ごみシール取扱店変更・廃止届（様式第6号）をあらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合は、一般廃棄物収集袋及び粗大ごみシール取扱店変更・廃止通知書（様式第7号）により届出者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第8条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当した場合は、取扱店の認定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により取扱店の認定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) 取扱業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。
- (4) 過去1年間に指定ごみ袋等の交付の実績がなく、かつ、将来にわたって指定ごみ袋等を交付する見込みがないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定ごみ袋等を適正に保管し、及び管理するこ

とが困難になったと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により取扱店の認定を取り消した場合は、一般廃棄物収集袋及び粗大ごみシール取扱店認定抹消通知書（様式第8号）により、取扱店に対して通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による認定の取消しにより生じた一切の損害については、その責めを負わない。

（再交付）

第9条 取扱店は、通知書又は認定書を紛失し、破損し、又は汚損したときは、一般廃棄物収集袋及び粗大ごみシール取扱店認定通知再交付申請書（様式第9号）により、速やかに市長に申請し、再交付を受けなければならない。

（調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、取扱店に本業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査をすることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。